

# 就労継続支援 B 型事業所の工賃の取扱いについて

## 1 工賃の基本ルールを確認しましょう

### 基本ルール

- ① 生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、工賃として利用者に支払わなければならない。
- ② 一月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

$$\text{① } \underline{\text{工賃} = \text{生産活動収入} - \text{生産活動に係る経費}}$$

かつ

$$\text{② } \underline{\text{工賃平均月額} \geq 3,000\text{円}}$$

### 工賃の取扱いポイント

- ① 工賃の原資は、生産活動収入です。  
自立支援給付費を工賃に充てることは、認められていません。
- ② 利用者それぞれに対して支払う一月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはいけません。
- ③ 生産活動に余剰金が生じる場合は、全て工賃として支払います。生産活動の余剰金は原則生じません。
- ④ 安定的な工賃の支払いや就労支援事業の継続のため、一定の条件のもと、「工賃変動積立金」「設備等整備積立金」を計上することができます。
- ⑤ 例外的な取扱いとして、大規模な災害などにおいて、工賃変動積立金や工賃変動積立資産がない場合に、一定の条件のもと、自立支援給付費を工賃に充てることが認められています。
- ⑥ 適正な工賃を算出するため、就労支援事業会計処理基準が適用されます。

## 2 事業所の工賃や会計処理を自己点検しましょう

### 点検項目

- ① 工賃は、【生産活動に係る事業の収入 から、生産活動に必要な経費を控除した額】を支払っていますか。
- ② 工賃の平均月額が、【3,000円を下回って】いませんか。
- ③ 【工賃に自立支援給付費を充当】していませんか。
- ④ 生産活動の【余剰金】が生じていませんか。
- ⑤ 【就労支援事業会計】を適用し、【福祉事業活動に係る会計】と【生産活動に係る会計】を明確に区分していますか。

**点検項目のうち、1つでもできていないものがある場合は、生産活動や工賃規程の見直し・改善に取り組みましょう！**

### 注意！

平均月額が3,000円を下回る場合や悪質な取扱いが認められる場合は、報酬返還を求めるなど指導・処分の対象となる場合があります。

### お知らせ

愛媛県では、事業所における工賃向上の取組みを支援するため、下記の事業を実施しています。  
ぜひ、活用してください。

### 愛媛県の工賃向上支援事業

工賃向上支援アドバイザー派遣	中小企業診断士等のアドバイザーによる経営診断・助言
工賃向上技術支援員派遣	パティシエなどの技術専門家による商品の開発、イメージアップの支援
セルフバザー開催	例年10月に販売会開催
事業所職員人材育成	事業所職員を対象に研修会開催